

子ども・子育て支援金制度開始

国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること 〇市民環境課 TEL22-6827 〇9922
その他保険に関することは、各保険者に確認してください。



Q.子ども・子育て支援金制度って何？

全世代や企業の協力を得て給付を充実させ、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。



Q.なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、将来の社会を支える人材を育てるものであり、全ての人にメリットがあります。この考えのもと、全世代や企業の協力を得て取り組みます。



▶開始日

令和8年4月分から医療保険料(税)とあわせて支援金を徴収します。実際に徴収が始まる時期、金額は加入する医療保険によって異なります。

国民健康保険と後期高齢者医療保険については、改めてお知らせします。

▶子ども・子育て支援金が充てられる6つの事業案内

- ・児童手当の拡充
- ・育児時短就業給付
- ・育児期間中の国民年金保険料免除
- ・妊婦のための支援給付
- ・出生後休業支援給付
- ・こども誰でも通園制度



▲こども家庭庁HP

制度や事業の詳細い内容は左の二次元バーコードから確認してください。



4月1日から

福祉医療費受給者証が新しくなります

〇市民環境課 TEL22-6827 〇52688

岐阜県の福祉医療費助成制度(乳幼児・子ども、重度、母子家庭等、父子家庭)において、全国的に採用されている公費負担者番号を使用した助成方式を導入します。それに伴い福祉医療費受給者証が新しくなります。新しい福祉医療費受給者証は対象者へ3月中に郵送する予定です。

現在の福祉医療費受給者証の有効期限は、記載された有効期限に関わらず、3月31日までとなります。4月1日以降は使用できないため注意してください。

期限が過ぎた福祉医療費受給者証は、4月1日以降に裁断するなどして破棄してください。

福祉医療費受給者証		乳幼児
支給資格者番号		
居住地	岐阜県	
氏名		
生年月日	年 月 日生	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名	岐阜県	
及び印		
交付年月日	年 月 日	

▲3月31日まで有効



福祉医療費受給者証		乳幼児
負担者番号		
受給者番号		
居住地	岐阜県	
氏名		
生年月日	年 月 日生	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名	岐阜県	
及び印		
交付年月日	年 月 日	

▲4月1日以降使用開始

～魅力ある利活用提案で山県市を活性化しませんか～

山県市公有財産の利活用に係る民間提案制度 第3次募集

地域や地域経済の活性化を図るため、市内の公有財産の新たな活用方法を民間事業者などから募集する「山県市公有財産の利活用に係る民間提案制度」の第3次募集を実施しています。

☎総務課 TEL22-6820 ㊟52820

▶対象物件

土地+建物(11物件)、土地のみ(4物件)、ネーミングライツ(25物件)
※対象物件のうち無償譲渡による提案物件(2物件)も受け付けています。

▶利活用提案

多様な利活用提案を、民間事業者のほか個人からも受け付けています。

▶提案書提出期限

3月23日(月)まで

▶その他

詳しくは、市HPを確認してください。



▲市HP

無償譲渡提案受付物件



◀旧伊自良支所



◀旧伊自良中央公民館

令和8年度山県市協働のまちづくり活動補助金の受付開始

協働して活力あるまちづくりを進めるため、市内で地域の課題解決を目指し、自主的に取り組まれる地域活動事業を行う団体に対して、補助金を交付します。なお、本件は令和8年度の予算成立を前提とします。

☎企画財政課 TEL22-6825 ㊟39941

▶活動期間 4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

▶補助対象事業

区分	補助率	限度額
1. スタート支援型コース(団体設立3年未満の団体で初めて申請する団体に限る)	4/5以内 (備品は補助対象経費×1/2以内)	200,000円
2. テーマ設定支援型コース テーマ：多世代が協働し子どもの成長を地域ぐるみで応援するまちづくり(新規事業に限る)	9/10以内	200,000円
3. 継続支援型コース	同一団体において、1回目 2/3以内	80,000円
	2回目 1/2以内	60,000円
	3回目 1/3以内	40,000円

▶受付期間 3月9日(月)から予算額に達する日まで(土日祝日を除く)

▶申込方法 申請書様式を企画財政課窓口で受け取るか市HPからダウンロードし、提出してください。



▲市HP

令和6年度補助金活用事例

- ・ミヤマルシェ ・大桑城を学び・守り・発信する会 ・人形劇鑑賞&みんなで遊ぼう
- ・KIDS CAMP-GROW WILD ・十日祭り 詳しくは市HPを確認してください。



▲市内保育園で行った人権教室



▲市内中学校で行った人権作文表彰式

毎月第2水曜日に市役所市民相談室で人権に関する相談を受け付けています。毎月のスケジュールは、広報紙のくらしのカレンダーで確認してください。(電話相談可)

▶人権相談

- 人権擁護委員(敬称略)
- ・江口弘幸 ・山本美鈴 ・鷲見明俊
 - ・梅田牧男 ・大野三千子 ・千葉由紀子
 - ・古川健次 ・桐山三枝

全国には、約14,000人の委員が配置され、市では次の8人が活動を行っています。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された人が地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決支援や法務局職員と連携した人権侵害被害者支援に取り組んでいます。また、地域の皆さんに人権について関心を深めてもらうため啓発活動を行っています。

☎福祉課 TEL22-6837 ㊟52495

人権擁護委員を知っていますか